市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

- 第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当す | 第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当す る職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求 した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定 めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業 の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定めら れた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同 じ。)をさせるものとする。
 - (1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員 (職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育する ことができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合に おける当該職員を除く。次条第2項において同じ。)が、当該子を養育す ること。
 - (2) 小学校に就学している子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ るものが、常熊として当該子を養育することができるものとして県人事委 員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)であって、 県人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること(前号に該当す るものを除く。)。
 - (3)・(4) 「略]

改正後

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

- る職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求 した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定 めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業 の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定めら れた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同 じ。)をさせるものとする。
- (1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員 が、当該子を養育すること。

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、県人事委員会規則で定 めるものが、当該子を養育すること(前号に該当するものを除く。)。

 $(3) \cdot (4)$ 「略]

「略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第26条の8 「略]

- 2 市町村教育委員会は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ 3 市町村教育委員会は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育 するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための 措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1 年について150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務(災害その他避ける ことのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合に | 4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。こ おいて、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態 として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定め る者に該当する場合における当該職員を除く。)が、県人事委員会規則の定 めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県 人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に おける」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。) における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育 | とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところによ り、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

「略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第26条の8 「略]

- 2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、県人事委員会規則 の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請 求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であ る場合を除き、正規の勤務時間外に勤務(災害その他避けることのできない 事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- る子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育 するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための 措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1 年について150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない。
- の場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)にお いて常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規 則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、県人事委員会 規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職 員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、 「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間 をいう。)における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当 該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定め るところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の 5 前各項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の 勤務の制限に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。
 - 勤務の制限に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

- 第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員 第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員 が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合 には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところ により、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、 職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の 時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさ せるものとする。
 - (1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員 (職員の配偶者で当該子の親であるものが、常熊として当該子を養育する ことができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合にお ける当該職員を除く。次条第2項において同じ。)が、当該子を養育する こと。
 - (2) 小学校に就学している子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ るものが、常熊として当該子を養育することができるものとして人事委員 会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)であって、 人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること(前号に該当する ものを除く。)。
 - (3)・(4) 「略]
- [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

改正後

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

- が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合 には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところ により、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、 職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の 時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさ せるものとする。
- (1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員 が、当該子を養育すること。

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定め るものが、当該子を養育すること(前号に該当するものを除く。)。

- (3)・(4) 「略]
- 「略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 2 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のあ 3 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のあ る職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために 請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ず ることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について 150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務(災害その他避けることのでき ない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。
- おいて、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常熊 として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める 者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定める ところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委 **員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」** とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。) におけ る」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の ある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とある のは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該 要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 「略]

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めると ころにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職 員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除 き、正規の勤務時間外に勤務(災害その他避けることのできない事由に基づ く臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- る職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために 請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ず ることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について 150時間を超えて、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合に | 4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。こ の場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)にお いて常熊として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則 で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則 の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、 人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に おける」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。) における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育 | とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、 当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
 - 前3項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の | 5 前各項に規定するもののほか、深夜における勤務及び正規の勤務時間外の 勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。